

「平成28年度伝統産業新市場創出支援事業（建築内装分野）」業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

「平成28年度伝統産業新市場創出支援事業（建築内装分野）」委託業務

2. 事業の目的

消費者ニーズの多様化や国内消費の低迷により、伝統産業を取り巻く状況は大変厳しく、新たな市場を開拓していく必要がある。そこで、首都圏での大規模な建築内装材見本市である「JAPAN SHOP 2017」へ出展し、有望な新市場である建築内装分野への本県伝統工芸事業者の進出を支援する。

3. 委託業務期間

契約の日から業務終了日までとする。

4. 提案の上限価格

3,200千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託内容

- (1) 「JAPAN SHOP 2017」出展にあたり、石川県ブース3小間（1小間：間口3.0m×奥行3.0m×高さ2.7m）の装飾デザイン作成、設営、運営及び撤去などに携わること
- (2) 県、県内伝統産業事業者、事業に関連する建築家ならびに見本市主催者等との連絡調整および必要な手続き
- (3) 見本市主催者に支払う出展小間料など出展にかかる経費の支払い
- (4) その他出展にかかる必要な業務

○出展する見本市の概要

見本市名：JAPAN SHOP 2017

期 間：平成29年3月7日（火）～10日（金）（4日間）

場 所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明）

ホームページ：<https://messe.nikkei.co.jp/js/>

6. 対象となる経費

- (1) 出展小間料（3小間分）およびウェブサイト参加料（1社分）
- (2) 展示装飾費（社名板、カーペット、テーブルクロス、ひな壇用展示台など）
- (3) 備品等の借上料（テーブル、椅子、電源、照明器具など）
- (4) 小間装飾の施工・各種工事（電気配線、照明器具設置を含む。）・撤去
- (5) 光熱水費や通信回線使用料
- (6) 資材等運送費（ただし出展事業者の出展物を除く。）
- (7) 広報・宣伝費などその他出展にかかる必要な経費

7. 情報セキュリティの確保

(1) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別添資料「個人情報保護の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、石川県と話し合いの上、定めることとする。

(2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(3) 著作権は、石川県に帰属するものとする。

別添

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

注1 「甲」は、委託者である知事、「乙」は受託者をいう。

2 委託の事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除するものとする。